

北海道農政部長 宛

農林水産省消費・安全局植物防疫課長

キウイフルーツかいよう病のPsa3系統の防除対策の徹底について

昨年5月に国内で初めて発生が確認されたキウイフルーツかいよう病のPsa3系統（以下「本病」という。）については、国内における早期発見・早期防除を講ずるため、「キウイフルーツかいよう病のPsa3系統の当面の対応について（平成26年7月18日付け消費・安全局植物防疫課長通知（以下「当面の対応通知」という。）」に基づき、発生調査や防除などの対応を行っているところです。

一方、本年4月初旬頃から、枝からの菌泥の漏出などの症状が認められたとして、これまで発生がなかった園地や昨年春に防除を行った園地における本病の発生報告が続いています。

また、4月当初頃から、全国的に降雨が多くかつ低温の天候が続いており、気象庁による今後1か月の予報においても、向こう1か月の降水量は概ね平年並み又は多くなるとの見通しがなされています。このため、本病の病原菌（キウイフルーツかいよう病菌）が10から20℃程度の温度で好適に生育し、風雨や作業器具等で伝染することにかんがみ、本病のまん延防止の徹底及び早期発見・早期防除を講ずる必要があります。

このことから、貴職におかれましては、関係機関に対し、下記について周知等の指導をいただけますようお願いいたします。

記

- 1 本病のまん延防止のため、本病の発生が懸念される産地では、雨間を逃さず、登録農薬の施用による予防対策を徹底すること（別紙参照）。
- 2 本病の早期発見・早期防除に資するため、果樹等生産者による発生調査や都道府県等による春季全国調査を徹底し、新たに感染を認めた場合は、当面の対応通知第5の4に基づき、植物防疫課に速やかに報告するとともに、同通知第7に基づく防除を適切に実施すること。

27消安第442号
平成27年4月16日

各農政局消費・安全部長
内閣府沖縄総合事務局農林水産部長

宛

消費・安全局植物防疫課長

キウイフルーツかいよう病のPsa3系統の防除対策の徹底について

昨年5月に国内で初めて発生が確認されたキウイフルーツかいよう病のPsa3系統（以下「本病」という。）については、国内における早期発見・早期防除を講ずるため、「キウイフルーツかいよう病のPsa3系統の当面の対応について（平成26年7月18日付け消費・安全局植物防疫課長通知（以下「当面の対応通知」という。））に基づき、発生調査や防除などの対応を行っているところです。

一方、本年4月初旬頃から、枝からの菌泥の漏出などの症状が認められたとして、これまで発生がなかった園地や昨年春に防除を行った園地における本病の発生報告が続いています。

また、4月当初頃から、全国的に降雨が多くかつ低温の天候が続いており、気象庁による今後1か月の予報においても、向こう1か月の降水量は概ね平年並み又は多くなるとの見通しがなされています。このため、本病の病原菌（キウイフルーツかいよう病菌）が10から20℃程度の温度で好適に生育し、風雨や作業器具等で伝染することにかんがみ、本病のまん延防止の徹底及び早期発見・早期防除を講ずる必要があります。

このことから、貴職におかれましては、貴局管下各〔都府県〕〔管下の沖縄県〕に対し、下記について周知等の指導をいただけますようお願いいたします。

記

- 1 本病のまん延防止のため、本病の発生が懸念される産地では、雨間を逃さず、登録農薬の施用による予防対策を徹底すること（別紙参照）。
- 2 本病の早期発見・早期防除に資するため、果樹等生産者による発生調査や都道府県等による春季全国調査を徹底し、新たに感染を認めた場合は、当面の対応通知第5の4に基づき、植物防疫課に速やかに報告するとともに、同通知第7に基づく防除を適切に実施すること。

27消安第442号
平成27年4月16日

各植物防疫(事務)所長宛

消費・安全局植物防疫課長

キウイフルーツかいよう病のPsa3系統の防除対策の徹底について

このことについて、別添のとおり、関係機関宛て通知したので、お知らせします。

【当面の対応通知 別紙4】

キウイフルーツかいよう病に対する農薬施用（抜粋）

1 病原菌が増殖しやすい発芽期から開花期まで（3月頃～5月頃）

（1）防除の観点

春先までは銅剤を主体として感染を徹底予防。4月以降に葉や新梢、花蕾で症状が見られる場合、抗生物質等の散布による防除、感染拡大の防止を図る。

（2）使用できる薬剤

① 銅水和剤（コサイド3000）

2000倍散布（収穫後～果実肥大期まで）

本剤の使用回数「ー」

② カスガマイシン・銅水和剤（カスミンボルドー等）

1000倍散布（発芽後叢生期（新梢長約10cm）まで）

本剤の使用回数「4回以内」

③ 銅・ストレプトマイシン水和剤（銅ストマイ水和剤）

600～800倍散布（休眠期～蕾出現前）

本剤の使用回数「4回以内」

④ ストレプトマイシン水和剤（アグレプト水和剤等）

1000倍散布（収穫90日前まで）

本剤の使用回数「4回以内」

⑤ カスガマイシン液剤（カスミン液剤）

400倍散布（収穫90日前まで）

本剤の使用回数「4回以内」

⑥ オキシテトラサイクリン・ストレプトマイシン水和剤（アグリマイシンー100）

1000倍散布（落花期まで）

本剤の使用回数「3回以内」

（3）留意点

発芽期以降の銅水和剤散布については、薬害軽減のために炭酸カルシウム水和剤を200倍となるよう混用すること。

2 せん定整枝時及び発病枝切除後

（1）防除の観点

発病枝切除による切り口等から病原菌の漏出や飛散を防止するとともに、せん定整枝時の切り口及び傷口から病原菌の感染を防止する。

（2）使用できる薬剤

トップジンMペースト（チオファネートメチル剤）

原液塗布

本剤の使用回数「3回以内」

※農薬の登録内容は平成27年4月14日時点のもの。

※有効成分ごとの総使用回数は、銅「ー（制限なし）」、カスガマイシン「4回以内（樹幹注入は1回以内）」、ストレプトマイシン「4回以内（樹幹注入は1回以内）」、オキシテトラサイクリン「3回以内」であるので、1作期で各総使用回数以内での施用となるよう、注意すること。